

## 「学校情報セキュリティポリシー策定・運用事業」公募要領

### 1. 目的と概要

近年、情報化社会の進展に伴い、情報漏洩・紛失、ウイルス感染等に関する様々な事件・事故が報じられています。これらの問題については学校現場においても例外で無く、情報セキュリティに対するリスクは一般企業と同様に増大しているといえます。

学校現場における有効な対策として、一般企業と同様に、「情報セキュリティポリシー」の策定及び運用による情報セキュリティの確保が考えられますが、より有効なポリシーの策定及びその円滑な運用を実現するには、同ポリシーが現場をとりまく情報環境を十分反映したものであるとともに、教職員一人一人がその内容を十分理解した上で確実に運用されることが重要です。

財団法人コンピュータ教育開発センター（以下、「CEC」という。）では、個々の学校現場の実情に即したセキュリティポリシー策定の促進と、学校現場における情報セキュリティ水準の向上を目的とし、平成17年度、ポリシーの策定及び運用に向けた手順等について解説した「学校情報セキュリティ・ハンドブック」を作成しました。また、平成18年度には、このハンドブックを活用した5地域でのポリシー策定活動（実践）を行い、その成果をもとにポリシー策定手順を簡易にした「学校情報セキュリティ・ハンドブック改訂版」と、その内容を解説した「学校情報セキュリティ・ハンドブック解説書」を作成しました。

本事業では、これらのハンドブック及び解説書に沿った活動を広く学校現場で実施することにより、学校現場における情報セキュリティ確保に向けた活動のあり方を検討し、情報セキュリティ水準の向上に資することを目的とします。

### 2. 公募について

上記事業の実施に当たり以下の内容の事業について公募を行います。

#### (1) 公募内容

以下の2点について実施する者を公募します。

平成18年度にCECが作成した「学校情報セキュリティ・ハンドブック改訂版」と「学校情報セキュリティ・ハンドブック解説書」を活用した、各学校現場にお

ける「学校情報セキュリティポリシー」の策定。

「学校情報セキュリティポリシー」の学校現場での運用及び地域における普及。

(2) 公募対象

応募者は、原則として、都道府県若しくは市町村の教育委員会（複数の教育委員会が連携するものも含む）又は学校法人とします。

複数の教育委員会が連携して応募する場合は、代表となる教育委員会を決めてください。

(3) 公募対象数

5地域（5事例）程度とします。

(4) 応募の条件

応募に当たっては以下のことが条件となります。

実施機関

「学校情報セキュリティポリシー」の策定及び普及を実施するのは、教育委員会（複数の教育委員会が連携するものも含む）又は学校法人管下の学校とします。複数の学校が実施することが望ましいですが、1校のみでも可能とします。

委員会の設置

検討のための委員会を設置し、当該委員会（以下、検討委員会という）を中心とする実施体制を構築してください。検討委員会には、教育委員会の職員の他に、実際にセキュリティポリシーを運用する学校の教員等が含まれていることが望ましいです。

実施報告書等の提出

教育委員会（学校法人）は、以下の報告書を提出してください。

（提出期限：平成20年2月1日（金））

）実施学校の意見をとりまとめたもの

- ・ 実施計画、実施経緯と実施結果、発生した問題と対応実績、課題と対応策
- ・ 策定した実施校の「セキュリティポリシー」、「実施手順書」、等
- ・ C E C が作成したハンドブック類への提案・意見

などを含む報告書。

）教育委員会（学校法人）としての意見をとりまとめたもの

- ・ 「セキュリティポリシー」策定までの経緯の纏め  
（策定のきっかけ、セキュリティポリシーの有無、策定の主体者と組織、実施方針、実施スケジュールと実績、等）
- ・ 活動内容の纏め  
（委員会活動状況、研修会／ワークショップの開催状況、ポリシー策定の各ステップ毎のハンドブック活用状況とアウトプット、等）

- ・ 学校が作成したポリシーと教育委員会（学校法人）のポリシーとの整合性及び課題
- ・ アウトプットで、公開できる範囲
- ・ 普及啓発のために講じた措置内容
- ・ 次年度以降の計画

などを含む報告書。

最終報告会での発表

C E Cの「学校情報セキュリティ委員会」における最終報告会（平成20年1月下旬予定）にて、ポリシー策定までの過程と策定したポリシー等について、また、ポリシー運用結果と課題などについて、報告等を行っていただきます。（旅費交通費等はC E Cで負担します。）

成果発表会での発表

平成20年3月上旬に東京都内にて開催予定の成果発表会内において、最終成果報告を行っていただきます。（旅費交通費等はC E Cで負担します。）

成果の公開

事業を通じて実施した内容は、C E Cにて適切な加工を施し、情報セキュリティを確保した上でインターネット等を通じて公開させていただきますのでご了承ください。

#### （5）応募者への支援措置

本事業に当たり、C E Cは支援措置として以下のものを提供致します。

ポリシー策定のサポート

ポリシー策定の過程において有識者の派遣及び電子メールによるアドバイス等により、円滑な実施に向けたサポートを行います。

資料の提供

「学校情報セキュリティ・ハンドブック」、「学校情報セキュリティ・ハンドブック改訂版」、「学校情報セキュリティ・ハンドブック解説書」等、必要な資料を提供します。

必要な経費の一部支援

）支援対象

事業実施のための必要経費の一部をC E Cが負担します。ただし、公募事業開始に先立ち、事前に必要な経費細目及び理由について審査した上で、金額等確定させていただきます。

- ・ 会議費（検討委員会開催のため）
- ・ 交通費（検討委員会に参加するための旅費）
- ・ 普及費（印刷費、普及ツール作成費等）（数量制限を設ける場合があります。）

）支払い

必要経費の積算根拠をCECで査定し、双方で金額を合意の上、支援額を、報告書提出後清算します。具体的な請求方法と事務処理については採択決定通知書にてお知らせします。

なお、いずれの費用につきましても、費目ごとに定められる証拠書類が揃わない場合には支払われません。また、事業の趣旨に鑑み、不適切と判断される費用については支払いの対象とはなりません。

### 3．選定方法

CECの「学校情報セキュリティ委員会」にて審査し、決定します。審査に当たっては、「提案書」に記載された実施体制、実施学校数等の他、地域性について考慮致します。

### 4．応募方法と期限

#### (1) 申請書等の受付期間

平成19年6月11日(月)～7月2日(月)(必着)とします。

#### (2) 必要書類

- a．公募申請書 2部
- b．公募提案書 5部

・申請書等の電子ファイルは、下記のホームページからダウンロード可能です。

<http://www.cec.or.jp/seculib/h19koubo.html>

#### (3) 応募関係書類の提出方法

- ・提出書類は原則として郵送によりご送付ください。(宅配便でもかまいませんが、持ち込みはご遠慮ください)
- ・申請書は、郵送と併せて、Eメール(ファイル添付)にても送付してください。

#### (4) 提出書類の郵送先および問い合わせ先

[ 郵送先 ] 〒108-0072 東京都港区白金 1-27-6 白金高輪ステーションビル 3階  
財団法人 コンピュータ教育開発センター  
ネットワーク利用促進部 宛

[ 問い合わせ先 ] E-mail : h19gjsko@cec.or.jp

問い合わせは、E-mail のみとし、電話での問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

以上